同志社大学大学院司法研究科

2023年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法

担当者：高橋宏司

持込参照：司法試験六法

試験時間：90分

講評会：

第一問

　甲国に住所を有する甲国人Sは、同じく甲国に住所を有する甲国人Bとの間で、日本に所在する土地をBに売り渡す契約(「本件契約」)を甲国において締結した。同契約書には、「本契約は、甲国法を準拠法とする」という条項(「本件法選択合意」)のほか、「本件契約の履行に関して生ずる紛争は、甲国の裁判所においてのみ解決するものとする」という条項(「本件管轄合意」)も置かれている。

Bは、本件契約に従い、日本の銀行にSが保有している口座に売買代金を振り込んだが、Sは所有権移転登記申請に協力しようとしない。そこで、BはSを相手取って、日本における所有権移転登記手続を請求し、甲国で訴え(「甲国訴訟」)を提起した。甲国裁判所は、本件管轄合意に基づき、国際裁判管轄権を認め、本案審理を開始した。以上の状況において、次の各小問に応えなさい。なお、それぞれの小問は互いに独立しているものとする。

(1) 甲国訴訟の結果、Bの請求を認容する判決(「甲国判決」)がなされ、確定した。Bは、Sを相手取って、甲国判決の執行判決を請求し、日本で訴えを提起した。請求は認められるか。(期末試験総点80点中15点)

(2) 甲国訴訟の提起後、BはSを相手取って、所有権移転登記手続を請求し、日本でも訴えを提起した。Sは、日本の国際裁判管轄権を争うとともに、本件管轄合意を援用し、同一請求につき甲国訴訟で審理が開始されていることも理由として、訴えの却下を求めている。日本の裁判所はどのように判断すべきか。(期末試験総点80点中20点)

(3) Bは、本件契約を解除する意思表示を行い、甲国訴訟の訴えを取り下げた。そして、Sを相手取って、不当利得に基づく代金の返還を請求(「本件請求」)し、日本で訴えを提起した。Sは、日本の国際裁判管轄権を争うとともに、本件管轄合意を援用して、訴えの却下を求めている。本件管轄合意の「本件契約の履行に関して生ずる紛争」という文言は、日本法の下で解釈すると本件請求を包摂しないが、甲国法の下で解釈すると本件請求を包摂するものとする。日本の裁判所は、どのように判断すべきか。(期末試験総点80点中15点)

第二問　以下の各小問に答えなさい。それぞれの小問は互いに独立しているものとする。

(1)　Xは、Yを相手取って甲国で訴えを提起した。訴状は、Xから依頼を受けた日本の弁護士を通じ、Yに日本で直接交付された。Yは応訴しなかったが、甲国裁判所は、適式の送達がなされたとみなしてX勝訴の判決を下した。甲国はハーグ送達条約(民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約)の締約国である。甲国判決は、民事訴訟法118条2号の要件を充たすか。(期末試験総点80点中15点)

(2)　Xは、Yを相手取って乙国で訴えを提起した。Yは日本に在住しているが、乙国語を母国語としている。Xは日本語の翻訳文を付けることなく、乙国語で書かれた訴状を郵送した。Yは日本で訴状を受け取ったが、応訴しなかった。乙国裁判所は、適式の送達がなされたとみなしてX勝訴の判決を下した。乙国はハーグ送達条約(民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約)の締約国ではなく、司法共助に関する他の条約も日本との間にはない。乙国判決は、民事訴訟法118条2号の要件を充たすか。(期末試験総点80点中15点)